

税理士試験に合格するための学校 [理論ナビ] 相続税法 【平成28年度版】 (2015年9月28日 初版 第1刷)

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。

訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明致しました。

お手数をおかけして申し訳ございませんが訂正の上、ご利用下さい。

なお、弊社HP【「ネットスクール」検索→「読者の方へ」】にて訂正資料等の最新情報を閲覧・ダウンロードできますので、ご利用下さいますようお願いいたします。

2016.3.8

| ページ | 訂正箇所 | 誤 | 正 | 備考 |
|-----|--------------|--|--|----------|
| 4 | 1-1 ①②②口の3行目 | ～「受贈者」という。) <u>受贈者</u> が | ～「受贈者」という。) が (下線部分を削除) | 2016.3.8 |
| 10 | 2-5 ④の2行目 | 被 <u>続</u> 人が負担した掛金～ | 被 <u>相</u> 続人が負担した掛金～ (下線部分を挿入) | 2016.3.8 |
| 32 | 3-9 ②①① | 平成27年12月 <u>31</u> にまでの間に締結した契約…1,500万円 | 平成27年12月 <u>31日</u> までの間に締結した契約…1,500万円 | 2016.3.8 |
| 37 | 3-11 ④の2行目 | ～れら <u>これら</u> の結婚・子育て～ (下線部分を削除) | ～れらの結婚・子育て～ (下線部分を削除) | 2016.3.8 |
| 72 | 6-1 ②①①の5行目 | ～とみなされた金額。以下同じ。)の合計額が～ | ～とみなされた金額。)の合計額が～ (下線部分を削除) | 2016.3.8 |
| 89 | 6-7 ②③②の1行目～ | ～その者につき① <u>に</u> の事実を～ | ～その者につき①の事実を～ (下線部分を削除) | 2016.3.8 |
| 90 | 6-7 Comment | ① 更正 法定申告期限から <u>3</u> 年 (一定の事由に該当する場合には <u>5</u> 年又は <u>7</u> 年)を経過した日以後においては、～ | ① 更正 法定申告期限から <u>5</u> 年 (一定の事由に該当する場合には <u>7</u> 年又は <u>9</u> 年)を経過した日以後においては、～ | 2016.3.8 |

ISBN 978-4-7810-3542-0
C1034 ¥1600E